

報道発表資料
平成29年3月24日
気象庁

伊豆大島、三宅島の噴火警戒レベル判定基準の公表等について

平成26年9月の御嶽山噴火を踏まえ、平成27年3月にとりまとめられた火山噴火予知連絡会の提言において、火山の噴火警戒レベルの判定基準を精査し、公表することとされました。これを受けて、気象庁では、噴火警戒レベルが導入されている全国の火山について、最新の科学的知見を反映する等の精査作業を進めているところです。また、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っています。

今般、作業が完了した下記の火山に関し、その噴火警戒レベルの判定基準を気象庁ホームページで公表します。

気象庁では、引き続き、残る全ての火山についての作業を進め、順次、公表します。

記

1. 噴火警戒レベルの判定基準を公表する火山

伊豆大島、三宅島

2. 公表方法

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表。

<http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikailevelkijunn.html>

なお、同日、桜島の噴火警戒レベルの判定基準を改定しますので、お知らせします。

問い合わせ先

気象庁地震火山部火山課

電話 03-3212-8341(内線 4597、4528)

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ外で噴火発生 (b) ・居住地域に近い場所または海岸付近(標高 150m 以下)で噴火の可能性 (c) 居住地域に近い場所や海岸付近で浅い地震が多発 かつ 顕著な地殻変動 ・カルデラ外に流出した溶岩が居住地域に接近 (a) ・居住地域まで多量の噴石や火山灰が降下したり、火砕流を発生するような大規模噴火の発生 (a) 等 	<p>該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえ、総合的に判断し、居住地域への影響がないと判断された場合、レベル 3 ~ 1 に引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ外の居住地域から遠い場所で噴火が発生する可能性 (b) カルデラ外で浅い地震が多発 かつ 顕著な地殻変動 ・カルデラ内で割れ目噴火が発生 (a b) ・カルデラ外に流出した溶岩が居住地域方向に流下 (a) ・山頂部で大規模な噴火の発生もしくはその可能性 (a) 等 	<p>居住地域が溶岩流等に被災した場合は、関係機関等の対策を考慮しながら、必要に応じ噴火警戒レベルの再設定を行う。</p>
3	<p>【カルデラ (外輪山) の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ内 (三原山以外) で噴火の可能性 (a) カルデラ内で浅い地震が多発 かつ 顕著な地殻変動 ・カルデラ外に流出した溶岩が島東部へ流下 (a) 等 <p>-----</p> <p>【カルデラ (外輪山) の中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性 (a)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三原山の噴火で、溶岩が三原山斜面を流下し、火口から概ね 1km の範囲を超すと判断される場合や、大きな噴石を頻繁に火口から 1km を超えて放出するようになった場合 ・カルデラ内の噴火 (三原山以外) で、影響がカルデラ内に限ると判断される場合等 	<p>三原山噴火による溶岩流が停止して火口から 1km の範囲にとどまった場合は、レベル 2 に引き下げる。それ以外については、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況や、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。</p>
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性 (a)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三原山直下で火山性微動の多発、連続化及び振幅増大 (三原山北西観測点で約 $1 \times 10^{-5} \text{m/s}$ 以上) ・三原山山頂付近で顕著な噴気の発生、山頂火口内で顕著な温度上昇、高感度カメラで微弱な火映を観測等、山頂付近での熱活動の活発化 ・三原山直下の浅部で地震の多発 等 <p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生 (a)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三原山山頂付近で小規模な噴火が発生 	<p>左記のいずれの現象も見られなくなり、概ね 2 ヶ月を経過して、元の状態に戻った、もしくは戻る傾向が明らかになった場合。</p>

- ・それぞれの項目で想定する噴火は次のとおり。(a) 三原山山頂 ~ カルデラ内での噴火、(b) カルデラの外側で居住地から比較的離れた場所での噴火、(c) 居住地域に近い場所での噴火。
- ・各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <p>山頂噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂カルデラ縁から概ね 2km を超えて大きな噴石が飛散 雄山環状線付近に達する火砕流が発生 大量の火山ガスが継続的に放出 <p>山腹噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> 地殻変動を伴う浅部の火山性地震や火山性微動の多発が更に進行し、その発生場所を山腹～居住地域に特定 火山性地震の多発とともに、山腹～居住地域に地割れ等の顕著な地殻変動 山腹～居住地域でマグマ噴火が発生 標高 200m 以下の陸域や海岸線付近の浅い海域でマグマ水蒸気噴火が発生 居住地域に大きな噴石または火砕流、火砕サーージが到達 	<p>該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえ、総合的に判断し、レベル 3～1 に引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>山頂噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴煙柱が 4,000m 以上に達するような大規模なマグマ水蒸気噴火あるいはマグマ噴火が発生し、居住地域に多量の降灰（小さな噴石を含む） 雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね 2km 以内まで頻繁に大きな噴石が飛散 山頂カルデラ及びその近傍に影響を及ぼす火砕流が発生 噴火活動継続中に、山頂付近の山体膨張を示す明瞭な地殻変動が発生 <p>山腹噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂カルデラ外側～海岸付近において、火山性地震あるいは火山性微動がほぼ連続的に発生し始め、加えて地殻変動が観測された場合 	<p>山頂噴火については、その後も居住地域に重大な災害を及ぼさない噴火にとどまった場合、山腹噴火については、噴火が発生しなかった場合とするものの、防災対応の状況や必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。</p>
3	<p>【居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂カルデラ付近の定常的な地震活動とは異なる場所で地震活動の増大 山頂カルデラ付近を震源とする火山性連続微動の振幅の増大 山頂カルデラ付近の浅部の山体膨張を示す明瞭かつ急激な地殻変動が発生 	<p>引き上げ後、噴火しなかったか、噴火してもその影響が雄山環状線内側に留まった場合には、更なる活動の高まりがみられないことを確認してからレベル 2 に引き下げる。</p>
3	<p>【山頂噴火の規模が拡大し、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雄山環状線付近まで頻繁に大きな噴石が飛散 <p>【居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね 2km 以内まで大きな噴石が飛散 	<p>火山活動が低下したことが観測により裏付けられることに加えて、防災対応の状況や必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。</p>
2	<p>【山頂カルデラの活動が高まり、雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定常的に発生している山頂カルデラ直下の地震活動（1 日あたり 10 回程度）の高まり（1 日あたり 200 回程度以上） 山頂カルデラ直下の定常的な地震活動とは異なる場所で火山性地震が数日以上継続 火山性微動の多発あるいは連続微動が数日以上継続 カルデラ底や側壁の熱異常域の拡大や噴気活動の増大 <p>【雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂カルデラ縁近傍～雄山環状線内側まで大きな噴石が飛散 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル 1 に引き下げる。</p>
<p>・各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。</p> <p>・山頂噴火とは、ここでは山頂カルデラ内での噴火のことである。</p> <p>・雄山環状線は、山頂カルデラ縁から約 1km に位置する環状道路である。</p> <p>・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。</p> <p>・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。</p> <p>・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。</p>		